令和６年度分　市民税･県民税申告の手引

KAWASAKI CITY

川崎市

市民税・県民税の申告につきましては、毎年御協力をいただき心からお礼申し上げます。

さて、今年の申告用に令和６年度分市民税・県民税申告書（以下「申告書」と略します。）をお送りいたします。この手引をお読みの上、**提出期限**までに申告書を提出していただきますようお願いいたします。

申告書を提出される場合は、本人確認（個人番号の確認と身元確認）をさせていただきますので、次の１又は２のいずれかを御持参ください（郵送による申告の場合は写しの提出をお願いします。）。

1　個人番号カード（郵送の場合は両面の写し）

2　個人番号確認書類（通知カード等）及び身元確認書類（運転免許証、パスポート等）

※　通知カードは令和2年5月25日に廃止となっていますが、個人番号（マイナンバー）確認においては、通知カードに記載の住所、氏名等が住民票と一致している場合に限り、引き続き通知カードをマイナンバーの証明書類として利用できます。

※　被保険者証（健康保険証）の写しを添付する場合は、写しの保険者番号及び被保険者等記号･番号部分を番号等が復元できないように黒マジックなどで塗り潰して送付してください。

◎申告をしなくてもよい方

1　令和５年分の所得税の確定申告をした方

事業・不動産等の所得金額が所得税の所得控除額を超える方などは、原則として税務署に確定申告が必要です。
確定申告については、住所を管轄する各税務署にお問合せください。（8頁参照）

2　令和５年中の所得が給与所得のみで、勤務先から本市に給与支払報告書（年末調整の済んだもの）が提出されている方

◎申告をしていただく方

1　令和６年1月1日現在、川崎市内に住所があった方で、主に次にあてはまる方

①　**令和５年中に、給与所得のある方（源泉徴収票（コピーも可）のある方は必ず申告書裏面に貼ってください。）**

○　令和５年中の所得が給与所得のみで、令和５年の中途で退職し、再就職していない方

○　令和５年中に２か所以上の勤務先から給与の支払を受け、所得税の確定申告をする必要のない方

○　令和５年中に日雇で給与を受けている方などで、源泉徴収票のない方

○　令和５年中に給与所得の他に営業等、農業、不動産、利子、配当などの所得がある方

※　給与所得以外の所得が20万円以下で、確定申告が不要な場合でも、市民税・県民税の申告は必要です。

②　**令和５年中に、年金所得等のある方（源泉徴収票（コピーも可）のある方は必ず申告書裏面に貼ってください。）**

○　令和５年中に年金や恩給を受給している方で、源泉徴収票に記載されている以外の社会保険料や生命保険料などの控除を受ける方

※　**公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下で確定申告が不要な場合でも、市民税・県民税の申告は必要です。**

○　令和５年中に年金や恩給を受給している方で、他に営業等、農業、不動産、利子、配当などの所得がある方

③　**令和５年中に、営業等、農業、不動産、利子、配当などの所得がある方**

※　令和５年中に事業所得（営業等、農業）又は不動産所得がある方は、収入金額及び必要経費の内容を明らかにする「収支内訳書」などを申告書に添付してください。

令和５年中に所得がない方であっても、この申告書が各種証明書を交付する際や国民健康保険料等の算定等のための資料となりますので、申告書裏面「７　所得がなかった人の記入欄」に令和５年中の生活状況を具体的に御記入の上申告してください。

◎合計所得金額が1,000万円を超える納税義務者と生計を一にする配偶者（所得金額が48万円以下）の方

納税義務者の令和５年中の合計所得金額が1,000万円を超えると、配偶者控除が適用されないため、当該納税義務者と生計を一にする配偶者は、市民税・県民税の申告が必要となる場合があります。

詳しくは、市税事務所市民税課（市税分室市民税担当）にお問合せください。

2　令和６年1月1日現在、住所地以外の区に事務所、事業所又は家屋敷がある方

住所地以外の区に事務所、事業所又は家屋敷がある方は、均等割額を納付する義務があります。

◎申告書の受付期間 …… 令和6年2月16日(金)から令和6年3月15日(金)まで(土日祝日を除く。)

感染症拡大防止のため、発熱などの症状がある方は来場を御遠慮ください。申告書には申告書提出用封筒を同封していますが、添付資料等が申告書提出用封筒に入りきらない場合は、お手数ですが、別の封筒を御用意ください。申告内容をお尋ねする場合がありますので、日中に連絡の取れる電話番号を必ず御記入ください（郵送で提出される方の中で受付書が必要な場合は84円切手を貼付して、住所・氏名を記入した返信用封筒を同封してください。）。

◎申告書の提出先（お問合せ先） …… 8頁参照

令和６年１月１日現在の住所地の市税事務所市民税課（市税分室市民税担当）

あなたの令和５年中の所得金額

● 令和５年１月１日から令和５年12月31日までの１年間に生じた次の所得について、「1　収入金額等」～「2　所得金額」の該当する欄に記入してください。

※　分離課税に係る所得等のある方は、市税事務所市民税課（市税分室市民税担当）にお問合せください。

給与所得のある方（源泉徴収票（コピーも可）のある方は必ず申告書裏面に貼ってください。）

●給与所得……　給料、俸給、賃金、賞与などの所得をいいます。
令和５年中に収入が確定した金額で、所得税や社会保険料などを差し引く前の金額を書いてください。

源泉徴収票のない方は、申告書裏面の「6　給与所得の内訳」欄に所得税や社会保険料などを差し引く前の月収などを書いてください。その際に勤務先の法人番号又は所在地、勤務先名称、電話番号を必ず書いてください。

○申告書表面の「2　所得金額」の⑥欄に記入する所得金額

給与収入金額	給与所得金額	給与収入金額	給与所得金額
1円～　550,999円	0円	＊1,628,000円～1,799,999円	給与収入金額×60%＋　100,000円
551,000円～1,618,999円	給与収入金額－　550,000円	＊1,800,000円～3,599,999円	給与収入金額×70%－　80,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円	＊3,600,000円～6,599,999円	給与収入金額×80%－　440,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円	6,600,000円～8,500,000円	給与収入金額×90%－1,100,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円	8,500,001 円以上（※2）	給与収入金額　－1,950,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円		

※表のうち＊印の欄については、給与収入金額を 4,000 で割り、小数点以下を切り捨てた額に 4,000 を乗じた額を給与収入金額として計算します。
※2 給与等の収入金額が 850 万円を超える方で、次の(1)～(3)のいずれかに該当する場合は次の所得金額調整控除額を給与所得の金額から差し引くことができます。
(1) 納税者本人が特別障害者に該当する
(2) 23 歳未満の扶養親族を有する
(3) 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する

◎所得金額調整控除額◎
｛給与等の収入金額（1,000 万円超の場合は 1,000 万円）－ 850 万円｝× 10％＝控除額※
※１円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。
（注）この控除は、扶養控除と異なり、同一生計内のいずれか一方のみの所得者に適用するという制限がありません。したがって、例えば、夫婦ともに給与等の収入金額が850万円を超えており、夫婦の間に１人の年齢 23 歳未満の扶養親族である子がいるような場合には、その夫婦双方が、この控除の適用を受けることができます。

雑所得（公的年金等の所得など）のある方（源泉徴収票（コピーも可）のある方は必ず申告書裏面に貼ってください。）

●雑所得＜公的年金等＞…　国民年金、厚生年金、各種共済年金、恩給などの所得をいいます（遺族年金、障害年金は課税対象外なので除きます。）。

源泉徴収票を申告書裏面に貼ってください。また、申告書表面の「1　収入金額等」の「キ」欄に収入金額を書いてください。

○申告書表面の「2　所得金額」の⑦欄「公的年金等」に記入する所得金額

次により公的年金等の雑所得の金額を求めてください。　（例：公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が 1,000万円以下の場合）

受給者の年齢	公的年金等の収入金額A	公的年金等の雑所得	受給者の年齢	公的年金等の収入金額A	公的年金等の雑所得
65歳以上の方 昭和34. 1. 1 以前に生まれた方	330万円以下	A　－　110万円	65歳未満の方 昭和34. 1. 2 以降に生まれた方	130万円以下	A　－　60万円
	330万円超410万円以下	A×75%　－　27.5万円		130万円超410万円以下	A×75%　－　27.5万円
	410万円超770万円以下	A×85%　－　68.5万円		410万円超770万円以下	A×85%　－　68.5万円
	770万円超1,000万円以下	A×95%　－　145.5万円		770万円超1,000万円以下	A×95%　－　145.5万円
	1,000万円超	A　－　195.5万円		1,000万円超	A　－　195.5万円

●雑所得＜業務＞……　作家以外の方が受ける原稿料、講演料又はシェアリング・エコノミーなどの副収入による所得をいいます。
●雑所得＜その他＞…　暗号資産取引、生命保険の年金（相続又は贈与による生命保険契約等に基づく年金所得で、相続税又は贈与税の課税対象となるものを除きます。）などの所得をいいます。
○申告書表面の「2　所得金額」の⑧、⑨欄に記入する所得金額……「収入金額」－「必要経費」

申告書裏面の「10　雑所得（公的年金等以外）に関する事項」欄に次の内容を書いてください。
◆　種目……　原稿料、印税、講演料、貸付金利子、生命保険年金などと書いてください。
◆　支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等……　原稿料などの支払者の名称及び法人番号又は所在地を書いてください。
◆　収入金額……　令和５年中に収入が確定した金額を書いてください。（申告書表面の「1　収入金額等」の「ク」又は「ケ」欄にも書いてください。）
◆　必要経費……　収入を得るために支出した経費を書いてください。

営業等所得、農業所得、不動産所得のある方（収入金額と必要経費の内訳を記載した書類を添付してください。）

●営業等所得……　小売業、製造業、保険の外交、ホステスなどの事業による所得をいいます。
●農業所得……　米、麦、野菜などの生産事業による所得をいいます。
●不動産所得……　地代、家賃などによる所得をいいます。
○申告書表面の「2　所得金額」の①～③欄に記入する所得金額……「収入金額」－「必要経費」－「青色申告特別控除額」

申告書裏面の「8　事業・不動産所得に関する事項」欄に次の内容を記入してください。
◆　所得の種類……　営業等、不動産など該当する所得の種類を書いてください。
◆　支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等
……　支払者の名称及び法人番号又は事務所、事業所、貸付物件などの所在地を書いてください。
◆　収入金額……　令和５年中に収入が確定した金額を書いてください。申告書表面の「1　収入金額等」の「ア」～「ウ」の該当する種類の欄にも書いてください。
◆　必要経費……　収入を得るために支出した経費を書いてください。
◆　青色申告特別控除額…　青色申告書の承認を受けている方は、55万円又は10万円の控除を受けられます。

利子所得・配当所得のある方

●利子所得…　外国の銀行に預けた預金の利子などを除いて、原則として申告をする必要はありません。
●配当所得…　利益の配当、剰余金の分配、特定株式投資信託の収益の分配等による所得をいいます。非上場株式等の配当所得等（少額配当等含む）、個人の大口所有株式等の市民税・県民税が特別徴収されていない配当所得等は申告が必要です。

※　上場株式等に係る配当所得等や譲渡所得等、特定公社債等の利子所得等について、所得税と市民税・県民税において異なる課税方式の選択が可能とされてきましたが、令和６年度の市民税・県民税（令和５年分の所得税の確定申告）より課税方式を所得税と一致させる改正がなされました。この改正により、所得税と市民税・県民税とで異なる課税方式を選択することができなくなりました。詳しくは市税事務所市民税課（市税分室市民税担当）にお問合せください。

○申告書表面の「２　所得金額」の④､⑤欄に記入する所得金額 ……「収入金額」－「必要経費」
　配当所得のある方は、申告書裏面の「9 配当所得に関する事項」欄に必要事項を記入の上、申告書表面の「1 収入金額等」の「オ」欄にも書いてください。

総合課税の譲渡所得・一時所得のある方

●一時所得…　懸賞当せん金、生命保険契約に基づく一時金など一時的な所得をいいます。
●譲渡所得…　車両、船舶、機械、著作権などの譲渡による所得をいいます。保有期間が５年以内の資産の譲渡を「短期譲渡」、５年を超える資産の譲渡を「長期譲渡」といいます。
○申告書表面の「2　所得金額」の⑪欄に記入する所得金額
　……　申告書裏面の「12　総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」欄により求めた「ニ　合計」の金額

申告書裏面の「12　総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」欄に次の内容を記入し、所得金額を計算してください。
◆　収入金額……　令和５年中に収入が確定した金額を書いてください。申告書表面の「１　収入金額等」の「コ」～「シ」欄にも書いてください。
◆　必要経費……　収入を得るために支出した経費を書いてください。
◆　特別控除額…　譲渡所得、一時所得それぞれ50万円です。ただし、「ｃ　差引金額」が50万円に満たない場合には、その差引金額（全額）が控除額となります。

所得から差し引かれる金額（所得控除）

「3　所得から差し引かれる金額に関する事項」の該当欄を記入していただければ､「4　所得から差し引かれる金額」の控除金額の記入を省略していただいて構いません（⑭欄は「4　所得から差し引かれる金額」にしか欄がないため記入してください。）。各控除は、令和５年１月１日から令和５年12月31日までの１年間に支払った金額が対象となります。なお、文中の総所得金額等とは、申告書表面の「２　所得金額」の「合計⑫」欄の金額です（分離譲渡所得等のある方は、これらの所得を含みます。）。

社会保険料控除（申告書表面⑬欄）　添付又は提示する書類：支払った国民年金保険料及び国民年金基金の掛金の証明書や領収書など

●控除の概要……　あなたやあなたと同一生計の配偶者などが負担することになっている健康保険や国民年金の保険料、長寿（後期高齢者）医療制度の保険料、介護保険料などを令和５年中にあなたが支払った場合に控除されます。
●控除額……　支払った保険料の金額です。※配偶者等が受け取る公的年金等から差し引かれた社会保険料は、控除対象にはなりません。

小規模企業共済等掛金控除（申告書表面⑭欄）　添付又は提示する書類：支払った掛金の証明書

●控除の概要……　小規模企業共済制度（旧第２種共済契約を除きます。）に基づく掛金、確定拠出年金法の企業型年金加入者掛金、個人型年金加入者掛金及び地方公共団体が行う心身障害者扶養共済の掛金を、令和５年中にあなたが支払った場合に控除されます。
●控除額……　支払った掛金の金額です。
※　申告書表面の「３　所得から差し引かれる金額に関する事項」欄には、小規模企業共済等掛金控除を記入する欄がありません。

生命保険料控除（申告書表面⑮欄）　添付又は提示する書類：支払った保険料などの証明書

●控除の概要……　あなたやあなたの配偶者などの親族が受取人となっている生命保険契約などに基づく保険料や掛金を、令和５年中にあなたが支払った場合に控除されます。割戻金などがある場合は、割戻金などを差し引いた残額が控除の対象となります。
●控除額
○　平成23年12月31日以前に締結した保険契約等（旧契約）「B　旧生命保険料の計」と「D　旧個人年金保険料の計」をそれぞれ次の表に当てはめて計算した金額の合計額になります。

年間の支払保険料の合計	控　除　額
15,000円以下	支払った保険料の全額
15,000円を超え40,000円以下	支払った保険料×1/2＋7,500円
40,000円を超え70,000円以下	支払った保険料×1/4＋17,500円
70,000円を超える場合	35,000円

○　平成24年１月１日以後に締結した保険契約等（新契約）「A　新生命保険料の計､「C　新個人年金保険料の計」及び「E　介護医療保険料の計」をそれぞれ次の表に当てはめて計算した金額の合計額になります。

年間の支払保険料の合計	控　除　額
12,000円以下	支払った保険料の全額
12,000円を超え32,000円以下	支払った保険料×1/2+ 6,000円
32,000円を超え56,000円以下	支払った保険料×1/4+14,000円
56,000円を超える場合	28,000円

※　合計適用限度額は70,000円です。一般の生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、それぞれ上記のとおり計算した合計額（上限額28,000円）が控除額となります。また、旧契約で計算した控除額（上限額35,000円）と、新契約・旧契約のそれぞれで計算して合計した控除額（上限額28,000円）の有利な金額を控除額とすることができます。

地震保険料控除（申告書表面⑯欄）　添付又は提示する書類：支払った保険料などの証明書

●控除の概要……　あなたが令和５年中に支払った損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料等及び旧長期損害保険料※が控除の対象となります。割戻金などがある場合は、割戻金などを差し引いた残額が控除の対象となります。
※　旧長期損害保険料…　平成18年12月31日までに契約したもので、保険期間等が10年以上で満期返戻金があり、平成19年１月１日以降契約等の変更をしていないもの
●控除額……　支払った保険料の区分に応じて、次により計算した金額です。

区　分	年間の支払保険料の合計	控　除　額
① 地震保険料	50,000円以下	支払った保険料×1/2
	50,000円超	25,000円
② 旧長期損害保険料	5,000円以下	支払った保険料の全額
	5,000円を超え15,000円以下	支払った保険料×1/2＋2,500円
	15,000円を超える場合	10,000円
①と②の両方がある場合		①、②それぞれの方法で計算した金額の合計額（最高25,000円）

※　ある一つの損害保険契約等又はある一つの長期損害保険契約等が、上記の表の①、②の保険契約のいずれにも該当する場合には、いずれか一つの契約のみに該当するものとして控除額を計算します。

寡婦控除（申告書表面⑰欄）

●控除の概要……　いわゆる「ひとり親」に該当せず、あなたが次の①、②**のいずれかにあてはまる場合**に控除されます。納税者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいる場合は対象となりません。該当する場合は、「⑰寡婦控除」欄の□に✔をつけてください。また、死別・離婚などの□にも✔をつけてください。

① 夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる方で、令和５年中の合計所得金額が500万円以下のとき
② 夫と死別した後婚姻をしていない方や夫の生死が明らかでない方で令和５年中の合計所得金額が500万円以下のとき

●控除額……　26 万円

ひとり親控除（申告書表面⑱欄）

●控除の概要……　あなたがひとり親（現に婚姻をしていない方又は配偶者の生死が明らかでない方）であり、次の①～③**のすべてにあてはまる場合**に控除されます。該当する場合は、「⑱ ひとり親控除」欄の□に✔をつけてください。

① あなたと事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないとき
② 令和５年中の総所得金額等が 48 万円以下の生計を一にする子(他の方の同一生計配偶者や扶養親族とされている場合を除きます。)がいるとき
③ あなたの令和５年中の合計所得金額が 500 万円以下のとき

●控除額……　30 万円

勤労学生控除（申告書表面⑲欄）　添付又は提示する書類：学生証又は勤労学生控除証明書

●控除の概要……　あなたが大学、高等専門学校、養護学校などの学生で、 令和５年中の合計所得金額が75万円以下（そのうち勤労によらない所得が10万円以下）の場合に控除されます。該当する場合は、「⑲　勤労学生控除」欄の□に✔をつけ、学校名を書いてください。

●控除額……　26万円

障害者控除（申告書表面⑳欄）　添付又は提示する書類：身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳等

●控除の概要……　あなたや合計所得金額48万円（給与収入金額では103万円）以下の生計を一にする配偶者、又は扶養親族が障害者である場合に控除されます。該当する場合は、その方の氏名と障害の程度（「身体２級」「精神２級」など）を書いてください。

●控除額……　①特別障害者１人について…30万円　　②その他の障害者１人について…26万円
※　特別障害者が同居の場合は、23万円が控除額に加算されます。

配偶者控除（申告書表面㉑欄、別居している配偶者の場合、申告書裏面の「13 別居の扶養親族等に関する事項」欄にも記入）

●控除の概要……　あなたの令和５年中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円（給与収入金額では 103 万円）以下の場合に控除されます（配偶者が事業専従者の場合は該当しません。）。該当する場合は、配偶者の氏名、生年月日を書いてください。

●控除額……　配偶者控除額は、次の表により求めた金額です。

あなたの前年の合計所得金額	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者（生年月日が昭和29年1月1日以前の方）
	控　除　額	
900万円以下	33万円	38万円
900万円超950万円以下	22万円	26万円
950万円超1,000万円以下	11万円	13万円
1,000万円超	0円	0円

※　あなたの令和５年中の合計所得金額が 1,000 万円を超え、生計を一にする配偶者の合計所得金額が 48 万円以下の場合は、「同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）」欄の□に✔をつけてください。

配偶者特別控除（申告書表面㉒欄）

●控除の概要……　あなたの令和５年中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円を超え133万円以下（給与収入金額では、103万円を超え201万６千円未満）の場合に控除されます。ただし、配偶者が事業専従者の場合は該当しません。また、この控除は夫婦間でお互いに適用することはできません。この控除を受ける方は、あなたの配偶者の令和５年中の合計所得金額を書いてください。

●控除額……　配偶者特別控除額は、次の表により求めた金額です。

配偶者の前年の合計所得金額	あなたの前年の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
	控　除　額		
48万円超　95万円以下	33万円	22万円	11万円
95万円超　100万円以下			
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円
133万円超	0円	0円	0円

扶養控除（申告書表面㉓欄、別居している扶養親族の場合、申告書裏面の「13 別居の扶養親族等に関する事項」欄にも記入）

●控除の概要……　あなたと生計を一にする親族(配偶者を除く)の令和５年中の合計所得金額が48万円(給与収入金額では103万円)以下の場合に控除されます。ただし、事業専従者となっている場合は該当しません。

この控除を受ける方は、「㉓　扶養控除」欄に氏名、生年月日、あなたとの同居・別居の区分（□に✔）、あなたとの続柄、控除額、扶養控除額の合計を書いてください。

なお、別居の場合には、裏面「13 別居の扶養親族等に関する事項」にその方の氏名、個人番号、住所及び国外居住者である場合には区分（□に✔）を記入してください。

※　国外居住の方で 30 歳以上又は 70 歳未満の方は、次のいずれかに該当しない場合には対象になりません。
①配偶者 ②留学中 ③障害者 ④納税義務者から前年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている

●控除額……　①　特定扶養親族（生年月日が平成13年１月２日から平成17年１月１日までの方）１人について……45万円
②　老人扶養親族（生年月日が昭和29年１月１日以前の方）１人について ……38万円
③　老人扶養親族に該当する方が父母、祖父母などで、同居をしている場合１人について……45万円
④　その他の扶養親族（生年月日が昭和29年１月２日から平成13年１月１日までの方、又は平成17年１月２日から平成20年１月１日までの方）１人について ……33万円

16歳未満の扶養親族（控除対象外）（申告書表面㉓欄の下、別居している扶養親族の場合、申告書裏面の「13 別居の扶養親族等に関する事項」欄にも記入）

あなたと生計を一にする親族の令和５年中の合計所得金額が48万円（給与収入では103万円）以下で生年月日が平成20年１月２日から令和５年12月31日の方が対象となります。ただし、事業専従者となっている場合は該当しません。対象者がいる場合は、氏名、生年月日、あなたとの同居・別居の区分（□に✔）、あなたとの続柄を書いてください。

なお、別居の場合には、その方の氏名と住所を申告書裏面の「13　別居の扶養親族等に関する事項」欄にも書いてください。

基礎控除（申告書表面㉔欄）

合計所得金額が2,400万円を超えると、その金額に応じて控除額が逓減し、2,500万円を超えると基礎控除が適用されなくなります。

※　㉔欄に控除額の記入がなくても、合計所得金額から自動計算して適用します。

合計所得金額	給与収入	控除額
2,400万円以下	2,595万円以下	**43万円**
2,400万円超 2,450万円以下	2,595万円超 2,645万円以下	**29万円**
2,450万円超 2,500万円以下	2,645万円超 2,695万円以下	**15万円**
2,500万円超	2,695万円超	**適用なし**

雑損控除（申告書表面㉖欄）　添付又は提示する書類：り災証明書や盗難届出書、保険金で補填される金額の証明書など

●控除の概要……　あなたやあなたと同一生計の配偶者などの親族が、令和５年中に災害や盗難、横領にあった場合に控除されます。

●控除額……　次の①、②のうち、いずれか多い方の金額です。

①（損害金額）－（保険金などで補填される金額）－（総所得金額等）×10%　②（差引損失額のうち災害関連支出の金額）－５万円

医療費控除（申告書表面㉗欄）　添付する書類：医療費の明細書等　※明細書等については６頁を御覧ください。

●控除の概要……　あなたやあなたと同一生計の配偶者などの親族のために、あなたが令和５年中に医療費を支払った場合に控除されます。

●控除額……　次の式により求めた金額です。ただし、控除額は200万円が限度になります。

（支払った医療費）－（保険金などで補填される金額）－｛（総所得金額等）×５％（10万円を超える場合は10万円）｝

スイッチOTC薬控除（申告書表面㉗欄）添付する書類：医療費の明細書等、添付又は提示する書類：一定の取組を証明する書類

●控除の概要……　あなたが令和５年中に健康診断や予防接種等、健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行い、あなたやあなたと同一生計の配偶者などの親族が、令和５年中にスイッチOTC医薬品を購入した場合に控除されます。

なお、スイッチＯＴＣ薬控除の適用を受ける場合は、**通常の医療費控除の適用を受けることができません。**

●控除額……　（支払ったスイッチOTC医薬品の購入対価）－（12,000円）　ただし、控除額は88,000円が限度となります。

スイッチＯＴＣ薬控除を選択する場合、申告書表面「４　所得から差し引かれる金額」の㉗欄左の区分欄に「1」と記入してください。

その他の事項

所得がなかった人の記入欄（申告書裏面７欄）

令和５年中に所得のなかった方は、扶養を受けていた人の住所、氏名又は生活の状況等を書いてください。

記載例）収入が遺族年金のみの方

①　申告書裏面の「７　所得がなかった人の記入欄」

３　その他次のような状況であった。

□　雇用保険（失業保険）の受給

□　労災保険の受給

☑　遺族年金の受給

□　障害年金の受給

□　生活保護法による生活扶助の受給

※　雇用保険、労災保険、遺族年金、障害年金、生活扶助の受給は非課税所得のため、所得金額に含まれません。

②　申告書表面の「２　所得金額」

２所得金額	事業	営業等	①	
		農業	②	
	不動産		③	
	利子		④	
	配当		⑤	
	給与		⑥	
	雑	公的年金等	⑦	
		業務	⑧	
		その他	⑨	
		合計（⑦＋⑧＋⑨）	⑩	
	総合譲渡・一時		⑪	
	合計		⑫	0

※「所得金額　合計」欄に０を記入してください。

給与所得及び公的年金等に係る所得以外（令和６年４月１日において65歳未満の方は給与所得以外）の市民税・県民税の納税方法

申告書表面の「５　給与・公的年金等に係る所得以外（４月１日において65歳未満の方は給与所得以外）の市民税・県民税の納税方法」に希望する方の□に✔をつけてください。

寄附金に関する事項（申告書裏面11欄）

あなたが令和５年中に支出した寄附金に応じて各欄にそれぞれ寄附した金額を書いてください。

※　寄附した先や寄附金の額がわかる証明書を添付又は提示してください。

事業税に関する事項、事業専従者に関する事項、家屋敷などに関する事項のお問合せ先

○事業税に関する内容は、管轄の県税事務所へお問合せください。（8頁参照）

○事業専従者及び家屋敷などに関する内容は市税事務所市民税課（市税分室市民税担当）へお問合せください。（8頁参照）

令和６年度から森林環境税（国税）が導入されます。

森林環境税は、令和６年度から国内に住所がある個人に対して課税される国税です。市町村において、市民税・県民税均等割と併せて１人あたり年額1,000円を賦課徴収することとされており、前年中の所得に基づいて課税されます。

税率		令和５年度まで	令和６年度以降
国税	森林環境税	－	1,000円
県民税	個人住民税均等割額	1,800円※	1,300円※
市民税		3,500円	3,000円
計		5,300円	5,300円

※水源環境保全・再生のための個人県民税超過課税分を含む。

少額所得者の減免について

市民税・県民税の納付が困難な方で、所得金額が市税条例施行規則で定める金額以下の方は、市民税・県民税の免除が受けられる本市独自の減免制度があります。申請される方は、提出期限までに申告書を提出した上で、納税通知書が届いてから減免申請書及び生活状況申立書（納付困難理由等の記載用）を市税事務所市民税課（市税分室市民税担当）へ納期限までに提出してください。減免の適用については、申立てによる生活状況等と次の所得限度額により決定します。

扶養親族等の数	なし	１人	２人	３人	４人以上の所得限度額については市税事務所市民税課（市税分室市民税担当）にお問合せください。
所得限度額	1,168,000円	1,614,000円	1,961,200円	2,334,150円	

※　扶養親族等の数は、同一生計配偶者、控除対象扶養親族及び16歳未満の扶養親族の合計数です。

※　令和６年１月時点で算定した金額です。

医療費の明細書について

医療費控除を申告する場合、**「医療費の明細書」の添付が必要**となり、**医療費の領収書の添付又は提示は不要**です。

※　医療保険者から交付を受けた医療費通知を医療費の明細書に添付すると、明細の記入が省略できます。
　ただし、明細書の記入内容の確認のため、川崎市から領収書（医療費通知に係るものを除きます。）の提示又は提出を求める場合がありますので、領収書は自宅等で５年間保管してください。

※　令和３年度以降の市民税・県民税の申告から、医療費の領収書の添付又は提示によることはできませんので、医療費控除の申告をされる方は必ず「医療費の明細書」を添付してください。

1　スイッチOTC薬控除（セルフメディケーション税制）について【医療費控除の特例】

健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行っている方が、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他親族に係るスイッチOTC医薬品等購入費を支払った場合は、**通常の医療費控除との選択により、**スイッチOTC薬控除の適用を受けることができます。

※　スイッチOTC医薬品とは、医師の処方が必要だった医療用医薬品から転用されて、薬局のカウンター越しに購入できる市販の医薬品です。

※　12,000円以上の対象医薬品を購入した場合に、12,000円を超える金額が控除の対象となり、控除額は88,000円が限度額となります。

領収書の表示例

領収書に控除の対象であることが記載されています。

＜必要書類＞

●医療費の明細書又はセルフメディケーション税制の明細書（添付）

●令和５年中に一定の取組を行ったことを明らかにする書類（自宅保管）

①氏名　②取組を行った年　③事業を行った保険者、事業者若しくは市区町村の名称又は取組にかかる診察を行った医療機関の名称若しくは医師の氏名の記載があるものに限ります。例えば次の書類です。

◎インフルエンザの予防接種又は定期予防接種（高齢者の肺炎球菌等感染症等）の領収書又は予防接種済証

◎市区町村のがん検診の領収書又は結果通知表

◎職場で受けた定期健康診断の結果通知表

（「定期健康診断」という名称又は「勤務先（会社等）名称」が記載されている必要があります。）

◎特定健康診査の領収書又は結果通知表

（「特定健康診査」という名称又は「保険者名（御加入の健康保険組合等の名称）」が記載されている必要があります。）

◎人間ドックやがん検診をはじめとする各種健診（検診）の領収書又は結果通知表

（「勤務先（会社等）名称」「保険者名（御加入の健康保険組合等の名称）」が記載されている必要があります。）

※　上記の書類に必要な事項が記載されていない場合は、勤務先や保険者などに一定の取組を行ったことの証明書の交付を受けてください。

※　令和４年度の申告から、対象医薬品を購入した際の領収書及び一定の取組を行ったことを明らかにする書類の添付は不要となりました。ただし、明細書等への記載内容の確認のため、川崎市から対象医薬品を購入した際の領収書及び一定の取組を行ったことを明らかにする書類の提出を求める場合がありますので、自宅等で５年間保管する必要があります。

2　医療費通知に関する事項（医療費通知を添付する場合は①～③を記入してください。）

医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などで、次の事項が記載されたものをいいます。

(1)被保険者等の氏名　(2)療養を受けた年月　(3)療養を受けた者　(4)療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称

(5)**被保険者等が支払った医療費の額**　(6)保険者等の名称

また、自己又は生計を一にする配偶者その他親族のために支払った医療費に関する医療費通知に限ります。

①医療費通知に記載された医療費の額

自己が負担した医療費の合計額を記入します。通知が複数ある場合は、すべて合計して記入します。

②①のうちその年中に実際に支払った医療費の額

①の医療費のうち、その年中に支払った医療費の合計額を記入します。

※　医療費通知に記載された医療費の額は、実際に支払った金額と異なる場合がありますので、領収書を御確認ください。

③②のうち、生命保険や社会保険などで補填される金額

生命保険契約、損害保険契約又は健康保険法の規定に基づき受け取った保険金や給付金などがある場合に記入します。

3　明細

その年中に自己又は生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費等について、領収書等から必要事項を記入します。

（「2　医療費通知に関する事項」に記入したものについては、記入しないでください。）

記入例

●医療費控除

①医療を受けた方の氏名又は医薬品の名称	②病院・薬局などの支払先の名称	③支払った金額	④ ③のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
市民税太郎	○○病院	12,000	
〃	JR、●●バス	1,560	
市民税花子	○▲病院	4,400	

「医療を受けた方の氏名」、「病院・薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。

※　通院費の支払先が乗り継ぎ等により複数ある場合には、記入例のようにまとめて記入しても差し支えありません。

●スイッチＯＴＣ薬控除（セルフメディケーション税制）

①医療を受けた方の氏名又は医薬品の名称	②病院・薬局などの支払先の名称	③支払った金額	④ ③のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
ゼイムＥＸ、シンコク胃腸薬	市民税薬局	2,165	

同一の薬局で複数の医薬品を購入した場合は、医薬品名を並べて記入するとともに購入金額の合計を記入します。

※　「申告書」と「申告の手引」は、現行制度に基づいて作成していますので、その後、法令などの改正により内容の一部に変更が生じる場合があります。御了承ください。

医療費の明細書

氏 名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

1 申告する控除にチェックしてください。（どちらか一方を選択してください。併用はできません。）

☐ 医療費控除

☐ スイッチOTC薬控除（セルフメディケーション税制）

取組内容	☐健康診査　☐予防接種　☐定期健康診断 ☐特定健康診査　☐がん検診　☐（　　）
発行者名 （保険者、勤務先、市区町村医療機関名など）	

※　取組に要した費用（人間ドックや予防接種など）は控除対象となりません。

2 医療費通知に関する事項（医療費通知を添付する場合記入してください。）※ 医療費控除の場合のみ

①医療費通知に記載された医療費の額	②①のうちその年中に実際に支払った医療費の額	③②のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
円	A　円	B　円

3 明細（「2 医療費通知に関する事項」に記入したものについては、記入しないでください。）

①医療を受けた方の氏名又は医薬品の名称	②病院・薬局などの支払先の名称	③支払った金額	④③のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
		円	円
合計		C　円	D　円

	支払った医療費等	保険金などで補填される金額
支払った医療費等の合計	（A＋C）　円	（B＋D）　円

※　医療費控除の適用を受けようとする場合は、医療費の明細書を必ず添付してください。
なお、医療費の明細書は御自身で作成した様式でも構いません。

お問合せ先

（市民税・県民税の申告について）

担当区域	市税事務所	連絡先
川崎区・幸区	かわさき市税事務所市民税課 （市民税第 1～第 3 係）	郵便番号 210－8576 川崎市川崎区砂子 1 丁目 8 番地 9 川崎御幸ビル 電話　044（200）3882・3883・3884 FAX　044（200）3935
中原区	こすぎ市税分室市民税担当	郵便番号 211－8570 川崎市中原区小杉町 3 丁目 245 番地 中原区役所 3 階 電話　044（744）3231・3234 FAX　044（744）1223
高津区・宮前区	みぞのくち市税事務所市民税課 （市民税第 1～第 3 係）	郵便番号 213－8576 川崎市高津区下作延 2 丁目 7 番 60 号 電話　044（820）6560・6561・6562 FAX　044（820）6563
多摩区・麻生区	しんゆり市税事務所市民税課 （市民税第 1～第 3 係）	郵便番号 215－8576 川崎市麻生区万福寺 1 丁目 2 番 2 号 新百合トウェンティワン 5 階 電話　044（543）8958・8959・8960 FAX　044（543）8990

（税務署・県税事務所）

担当区域	税務署 （確定申告について）	県税事務所 （事業税について）
川崎区・幸区	川崎南税務署 電話　044（222）7531	川崎県税事務所 電話　044（233）7351
中原区・高津区・宮前区	川崎北税務署 電話　044（852）3221	高津県税事務所 電話　044（833）1231
多摩区・麻生区	川崎西税務署 電話　044（965）4911	

記載例：年金収入のみで、医療費控除、生命保険料控除等を申告する場合

申告者　　：市民税太郎　昭和26年７月31日生まれ
所得の内容：年金収入
控除の内容：
医療費控除
社会保険料控除（源泉徴収票に記載）
生命保険料控除（旧生命保険料）
配偶者控除（妻）花子　昭和25年１月２日生まれ（収入なし）
扶養控除　（子）二郎　昭和61年１月１日生まれ（収入なし）
障害者控除（子）二郎…身体障害２級

社会保険料控除
社会保険料を転記してください。
年金差引き分以外に支払った保険料は、項目を分けて記入してください。

令和５年分　公的年金等の源泉徴収票

住所又は居所	川崎市川崎区宮本町1番地
支払を受ける者	フリガナ シミンゼイ タロウ / 氏名 市民税　太郎
生年月日	明・大・昭・平・令 26年 7月 3日
支払金額	3,234,500
源泉徴収税額	53,900
支払者	法人番号 1234567890123 / 所在地 川崎市川崎区宮本町１－２２－２２ / 名称 かわさき年金組合

※２種類以上の年金を受け取っている方は合計額を記入してください。

生命保険料控除
○令和５年中に支払った旧生命保険料　120,000円
令和５年中に支払った生命保険料について、生命保険料控除証明書の証明額を転記してください。

令和５年分　保険料払込証明書（旧生命保険料控除制度）

契約者　市民税　太郎　様

保険証券記号番号　○○○　○○○○
保険種類　養老保険
効力発生年月日　令和○○年　○月○日
契約者配当種別　自由引出配当
払込方法　月　払

年金受取人	保険料払込期間
年金受取人生年月日	年金支払開始日 / 年金支払期間
一般生命保険料（月額）　10，000円	配当金（相当額）　0円
介護医療保険料　＊＊＊円	証明期間　1月分から9月分まで
個人年金保険料　＊＊＊円	

令和５年９月末現在の保険料の払込状況を上記のとおり証明いたします。
証明日　令和５年１０月７日　　○○保険株式会社
１２月末時点の払込保険料総額（払込中契約については予定額）は次のとおりです。

年間一般生命保険料（①）　120，000円	配当金（相当額）（②）　0円	一般申告額（①－②）　120，000円
介護医療申告額　＊＊＊円	個人年金申告額　＊＊＊円	

障害者控除
○(子)二郎…身体障害2級
あなたや合計所得金額が48万円（給与収入金額では103万円）以下の同一生計の配偶者又は扶養親族が障害者である場合は、その方の氏名と障害の程度（「身体2級」、「精神2級」など）を記入してください。

配偶者控除
○（妻）花子
あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、同一生計の配偶者の合計所得金額が48万円（給与収入金額では103万円）以下の場合に控除を受けられます。
扶養控除
○（子）二郎
あなたと同一生計の扶養親族の合計所得金額が48万円（給与収入金額では103万円）以下の場合に控除を受けられます。

必要事項を記入してください。

表

令和　６　年度分　市民税・県民税申告書

川崎市長宛　　令和　年　月　日提出

現住所	川崎市川崎区宮本町１番地	資料番号	
令和６年1月1日の住所	同　上	電話番号	(自宅)・勤務先・携帯 (○○○)×××××
フリガナ	シミンゼイ　タロウ	職業	無職
氏名	市民税　太郎	世帯主の氏名	市民税太郎
個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	世帯主との続柄	本人
生年月日	明・大・(昭)・平・令　26年　7月　31日	整理番号	

3　所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険料控除	年金から差し引かれた社会保険料	A 53,900
	国民健康保険料(年金差引を分以外)	B 62,000
	合計（A＋B＋C）	C 115,900
⑮ 生命保険料控除	A 新生命保険料の計	B 旧生命保険料の計 120,000
	C 新個人年金保険料の計	D 旧個人年金保険料の計
	E 介護医療保険料の計	
⑯ 地震保険料控除	A 地震保険料の計	B 旧長期損害保険料の計

⑰～⑲ 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除
⑰ □ 寡婦控除　□ 死別　□ 生死不明　□ 離婚　□ 未帰還
⑱ □ ひとり親控除
⑲ □ 勤労学生控除（学校名）

⑳ 障害者控除

1	フリガナ シミンゼイ　ジロウ / 氏名 市民税　二郎	障害の程度	身体2 級
	個人番号 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6		
2	フリガナ / 氏名	障害の程度	級
	個人番号		

㉑～㉒ 配偶者控除、配偶者特別控除、同一生計配偶者

配偶者	フリガナ シミンゼイ　ハナコ / 氏名 市民税　花子	生年月日	明・大・昭・平・令 25・1・2
	個人番号 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	配偶者の合計所得金額	円

㉓ 扶養控除

1	フリガナ シミンゼイ　ジロウ / 氏名 市民税　二郎	生年月日 明・大・昭(61)・平・令 1・1・1	同居・別居 □ / 同居老親等 □	続柄 子
	個人番号 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6	控除額		33 万円
2	フリガナ / 氏名	生年月日 明・大・昭・平・令 ・・	同居・別居 □ / 同居老親等 □	続柄
	個人番号	控除額		万円
3	フリガナ / 氏名	生年月日 明・大・昭・平・令 ・・	同居・別居 □ / 同居老親等 □	続柄
	個人番号	控除額		万円
4	フリガナ / 氏名	生年月日 明・大・昭・平・令 ・・	同居・別居 □ / 同居老親等 □	続柄
	個人番号	控除額		万円

16歳未満の扶養親族

1	フリガナ / 氏名	生年月日 平・令 ・・	同居・別居 □ / 同居老親等 □	続柄
	個人番号			
2	フリガナ / 氏名	生年月日 平・令 ・・	同居・別居 □ / 同居老親等 □	続柄
	個人番号			
3	フリガナ / 氏名	生年月日 平・令 ・・	同居・別居 □ / 同居老親等 □	続柄
	個人番号			

別居の扶養親族等がいる場合には、裏面「13」に氏名、個人番号、住所及び同居の老親等者である場合は区分を記入してください。　扶養控除額の合計

㉔ 雑損控除

損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	・・	
損害金額	保険金などで補填される金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
円	円	円

㉗ 医療費控除

支払った医療費等	保険金などで補填される金額
200,000 円	20,000 円

1 収入金額等	事業 営業等	ア
	事業 農業	イ
	不動産	ウ
	利子	エ
	配当	オ
	給与	カ
	雑 公的年金等	キ 3,234,500
	雑 業務	ク
	雑 その他	ケ
	総合譲渡・一時 短期	コ
	総合譲渡・一時 長期	サ
	総合譲渡・一時 一時	シ
2 所得金額	事業 営業等	①
	事業 農業	②
	不動産	③
	利子	④
	配当	⑤
	給与	⑥
	雑 公的年金等	⑦ 2,134,500
	雑 業務	⑧
	雑 その他	⑨
	合計（⑦＋⑧＋⑨）	⑩
	総合譲渡・一時	⑪
	合計	⑫ 2,134,500
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬ 115,900
	小規模企業共済等掛金控除	⑭
	生命保険料控除	⑮ 35,000
	地震保険料控除	⑯
	寡婦、ひとり親控除	⑰～⑱
	勤労学生、障害者控除	⑲～⑳ 530,000
	配偶者(特別)控除	㉑～㉒ 380,000
	扶養控除	㉓ 330,000
	基礎控除	㉔ 430,000
	⑬から㉔までの計	㉕ 1,820,900
	雑損控除	㉖
	医療費控除 区分 □	㉗ 80,000
	合計（㉕＋㉖＋㉗）	㉘ 1,900,900

地方税の特例第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

5　給与から公的年金等に係る所得以外（４月１日において65歳未満の方は給与所得以外）の市民税・県民税の納税方法

□ 給与から差引き（特別徴収）　□ 自分で納付（普通徴収）

作成税理士氏名
電話番号　（　　）

医療費控除
○令和５年中に支払った医療費　200,000円
○保険金で補填された金額　20,000円
※　生命保険契約などで支給される給付金や健康保険などで支給される高額療養費などを記入してください。

「4　所得から差し引かれる金額」（⑭欄以外）は、「3　所得から差し引かれる金額に関する事項」の該当欄を記入していただければ、**記入を省略していただいて構いません。**

●スイッチOTC薬控除（セルフメディケーション税制）の適用を選択する場合は、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

【特別税額控除（定額減税）について】
令和６年度分の市民税・県民税について、特別税額控除（定額減税）が実施されます。あなたの合計所得金額が1,805万円（給与収入金額では2,000万円）以下で所得割額がある場合、あなたの特別税額控除額は次のとおりとなります。

○市民税特別税額控除額：（１万円＋１万円×控除対象配偶者又は扶養親族の人数＊）－市民税特別税額控除額
○県民税特別税額控除額：（１万円＋１万円×控除対象配偶者又は扶養親族の人数＊）×$\frac{\text{県民税所得割の額}}{\text{県民税所得割の額＋市民税所得割の額}}$

＊国外居住者を除く

※　特別税額控除の合計額が市民税・県民税の所得割の額を超える場合は、市民税・県民税の所得割の額を限度額とします。
※　特別税額控除額は、他の税額控除の額を控除した後の所得割の額から控除します。
※　所得割の額とは、100円未満切り捨て前の金額を指します。

参考：あなたの納める税金

分離課税の方、山林、退職所得のある方、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除がある方などは、税額の計算方法が異なります。詳しくは市税事務所市民税課（市税分室市民税担当）にお問合せください。

1　総所得金額（申告書表面⑫の金額）	（ア）	円
2　所得控除額合計（申告書表面㉘の金額）	（イ）	円
3　課税される所得金額（課税標準額）（ア）－（イ）（1,000円未満は切り捨てます。）	（ウ）	円
4　課税される所得金額に対する税額　課税標準額（ウ）×所得割の税率（エ）＝（ウ）×８％	市民税（エ）	円
（オ）＝（ウ）×2.025％	県民税（オ）	円

5　調整控除の金額
あなたの合計所得金額が2,500万円以下の場合は次の区分に応じた金額
・（ウ）が200万円以下の方
次の(A)と(B)のいずれか少ない額の５％（市民税４％、県民税１％）に相当する金額…①
(A)下表のうち、適用がある控除の金額を合計した金額
(B)（ウ）の金額
・（ウ）が200万円超の方
次の(C)の金額から(D)の金額を控除した金額（５万円を下回る場合は５万円）の５％（市民税４％、県民税１％）に相当する金額…②
(C)下表のうち、適用がある控除の金額を合計した金額
(D)（ウ）から200万円を控除した金額

控除の種類		金額	控除の種類		金額		
基礎控除		5万円	納税者本人の所得金額		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
障害者控除	普通	1万円	配偶者控除	一般	5万円	4万円	2万円
	特別	10万円		老人	10万円	6万円	3万円
	同居特別	22万円	配偶者特別控除	48万円超50万円未満	5万円	4万円	2万円
寡婦控除		1万円		50万円以上55万円未満	3万円	2万円	1万円
ひとり親控除	父	1万円	扶養控除	一般	5万円	老人	10万円
	母	5万円		特定	18万円	同居老親等	13万円
勤労学生控除		1万円					

調整控除額　上記①または②（市民税4％）　市民税（カ）　円
調整控除額　上記①または②（県民税1％）　県民税（キ）　円

6　所得割額
（エ）－（カ）100円未満切り捨て　市民税（ク）　円
（オ）－（キ）100円未満切り捨て　県民税（ケ）　円

7　特別税額控除額
※特別税額控除（定額減税）の対象の方のみ
あなたの合計所得金額が1,805万円（給与収入金額では2,000万円）以下で（ク）、（ケ）に金額がある場合は次の区分に応じた金額
市民税（コ）　円
県民税（サ）　円

8　特別税額控除額後の所得割額
※特別税額控除（定額減税）の対象の方のみ
（エ）－（カ）－（コ）100円未満切り捨て　市民税（シ）　円
（オ）－（キ）－（サ）100円未満切り捨て　県民税（ス）　円

9　均等割額（市民税・県民税）、森林環境税（国税）
市民税（セ）　3,000 円
県民税（ソ）　1,300 円
森林環境税（タ）　1,000 円

10　あなたの納める税額（ク）＋（ケ）＋（セ）＋（ソ）＋（タ）
※特別税額控除額（定額減税）の対象となる方は（シ）＋（ス）＋（セ）＋（ソ）＋（タ）
年税額　円